

# リビング・ベネフィット (生活保障・逡減定期型)

## 生前給付逡減定期保険 (生活保障型) 無配当



### 特長

#### 死亡保障に加え、就業不能になり得るリスクにも幅広く備えます。

一定期間において次のいずれかに該当した場合、保険金をお支払いします。

- 死亡されたとき
- 三大疾病 (がん・急性心筋梗塞・脳卒中) で所定の状態になられたとき
- 高度障害状態または特定障害状態 (身体障害者手帳3級以上) になられたとき
- 公的介護保険制度で「要介護2以上」と認定されたときなど

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。

#### 経過年数に応じて保険金額が逡減します。

経過年数に応じて保険金額が逡減するため、合理的な保障が得られます。逡減方法は次のいずれかをお選びいただけます。

- **I 型**  
ご契約時の保険金額の20%になるまで保険金額は逡減し、その後は20%のまま保険期間満了時まで推移します。
- **II 型**  
保険期間の20% (1年未満の端数は切り捨て) を経過後、保険金額は逡減します。最終保険年度の保険金額は、ご契約時の保険金額の30%となります。

#### 身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

#### 保険料の高額割引制度があります。

保険金額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

#### 他の保険種類に変換できます。

■ 詳細については裏面をご覧ください。

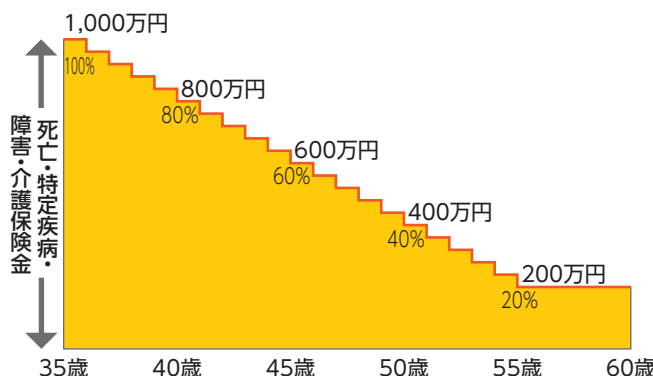
### 仕組とご契約例

図はイメージです。

- 被保険者：35歳
- 保険金額：1,000万円
- 保険期間：60歳満了
- 保険料払込期間：60歳まで
- 個別扱月払保険料

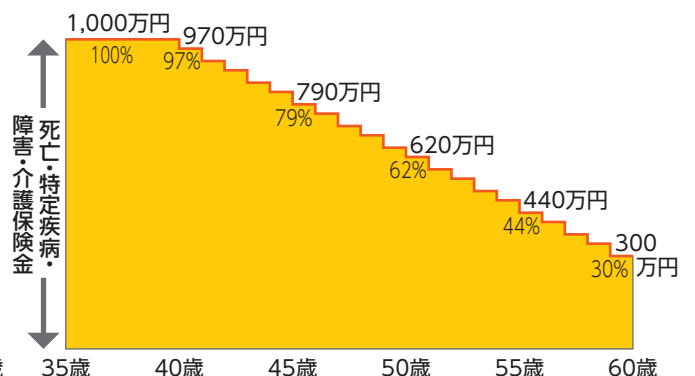
#### I 型

男性：3,320円 女性：3,770円



#### II 型

男性：4,730円 女性：5,190円



保険金額が逡減する割合は保険期間によって異なります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



# 保険金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする保険金	お支払い事由		お受け取りになる人
死亡保険金	死亡したとき		死亡保険金受取人
特定疾病保険金	対象となる疾病	悪性新生物(がん) 責任開始期以後に責任開始期前を含めて初めて悪性新生物(がん)に罹患したと、医師によって診断確定されたとき ただし、以下の場合を除きます。 ・上皮内がん ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・責任開始期から90日以内に診断確定された乳がん	被保険者 (保険契約者と死亡保険金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
		急性心筋梗塞 責任開始期以後に急性心筋梗塞を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする所定の状態が継続したと医師によって診断されたとき 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞、再発性心筋梗塞が対象となります。	
		脳卒中 責任開始期以後に脳卒中を発病し、医師の診療を受けた日から60日以上所定の後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象となります。	
障害保険金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態または特定障害状態(次の①および②をともに満たした状態)になったとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ②①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと		
介護保険金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態に該当したとき ●満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが、医師によって診断確定されたこと ①要介護状態に該当したこと ②要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ●公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと		

■ いずれかの保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅し、その後の保障はなくなります。



## ご契約に際して

### 契約年齢の範囲

- ◆ 15歳～75歳
- 契約年齢によって保険期間や保険料払込期間は異なります。

### 取扱保険金額

- ◆ 200万円～1億円\*
- \* 個人契約の場合、5,000万円

### 保険料払込方法

- ◆ 年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

### 年金でのお受け取り

- ◆ 5年ごと利差配当付年金支払特約を付加することにより、保険金等または解約返戻金相当額を年金で受け取ることができます。

### お支払い事由の変更

- ◆ 身体障害者福祉法(身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含む)および公的介護保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、お支払い事由を変更することがあります。

### 保険種類の変換

- ◆ 所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。
- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

### 付加できる特約

- リビング・ニーズ特約(04)
- 5年ごと利差配当付年金支払特約
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

### ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

## ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2  
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ  
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎ 0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。